

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「廃 PCB 等」を「廃ポリ塩化ビフェニル等」に、「PCB 処理物」を「ポリ塩化ビフェニル処理物」に改め、同項第十号中「廃 PCB 等、PCB 汚染物」を「廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物」に、「PCB 汚染物」を「ポリ塩化ビフェニル汚染物」に、「PCB 処理物」を「ポリ塩化ビフェニル処理物」に改める。

別表第四第二号上欄中「ポリクロリネイテッドビフェニル(次号において「PCB」という。)」を「ポリ塩化ビフェニル」に改め、同表第二号の二上欄中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改める。

国土交通大臣 林 寛子
環境大臣 川口 順子
内閣総理大臣 小泉純一郎

国民年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十三年七月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

省

令

○国土交通省令第百五号

道路運送法及びタクシ業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び関係法律の規定を実施するため、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年七月十一日

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令

(道路運送法施行規則の一部改正)

第一条 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業(第四条―第二十六節の二 一般貸切旅客自動車運送事業(第二十六節の二―第二十六節の十一)」

十六条」を「第一節 一般旅客自動車運送事業(第四条―第二十六条)に、「第三十三条」を「第三十五条」に改め、「第三節 無償旅客自動車運送事業(第三十四条・第三十五条)」を削り、「第三十六条」を「第三十五条の二」に改める。

政令第百四十号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校教育法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五号)の施行に伴い、及び国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の六第三号を次のように改める。

三 学校教育法第五十二条に規定する大学(同法第六十二条に規定する大学院を含む)に在学する学生(次に掲げるものを除く。)

イ 学校教育法第五十二条の二に規定する通信による教育を受けるもの

ロ 学校教育法第五十四条に規定する夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部に在学するもの

ハ 学校教育法第六十六条の二に規定する夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科に在学するもの

第六条の六第六号中「第五十四条の二第一項」を「第五十二条の二」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 一般旅客自動車運送事業

第四条から第七条までを次のように改める。

(事業計画)

第四条 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 路線に関する次に掲げる事項

イ 起点及び終点の地名及び地番

ロ キロ程

ハ 主たる経過地

ニ 専用自動車道を開設するものにあつては、その区間

主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにその乗車定員ごとの数

四 自動車庫の位置及び収容能力

五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量

六 専用自動車道を開設するものにあつては、次に掲げる事項

イ 車線数、計画速度、計画重量及び路面の種類(区間により異なるときは、区間ごとに明示すること。)

ロ 他の道路、鉄道又は軌道との交差位置及び交差方式

七 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図(縮尺五万分の一以上の平面図)を添付するものとする。

一 路線

二 営業所及び停留所の位置及び名称

三 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路(種類を明示すること。)、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置

四 沿線における学校、工場、名所、旧跡その他旅客の集散する場所及び沿線付近における鉄道の位置

五 専用自動車道の区間における他の道路、鉄道又は軌道との交差位置及び接続位置

六 縮尺及び方位

3 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般貸切旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 営業区域

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数

四 自動車庫の位置及び収容能力

4 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 営業区域

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数並びに地方運輸局長が指定する地域にあつてはタクシ(タクシ業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第二条第一項に規定するタクシをいう。以下同じ。)及びハイヤー(同法第二条第二項に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)の別ごとの数

四 自動車庫の位置及び収容能力